

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年6月10日
事業者の氏名又は名称	有限会社徳友エクスプレス(法人番号8480002012475)(代表者 濱政弘)
事業者の所在地	徳島県板野郡北島町太郎八須字新開1-14
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡北島町太郎八須字新開1-14
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
違反行為の概要	<p>令和3年2月5日及び同年3月22日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年6月24日
事業者の氏名又は名称	岡栄二(オール高知サービスセンター)(代表者 岡栄二)
事業者の所在地	高知県高知市みづき2丁目709
営業所の名称	本店営業所
営業所の所在地	高知県高知市薊野西町3丁目2-2
行政処分等の内容	輸送の安全確保命令、輸送施設の使用停止(260日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第8条第1項、第9条第1項、第3項前段、第11条、第17条第1項第2号、第4項、第24条の3、第60条第1項、道路運送法第95条
違反行為の概要	<p>令和2年9月30日及び同年10月19日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、20件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業計画で定める自動車車庫について、事業計画どおり業務を行っていなかったこと(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)</p> <p>(2)営業所の掲示事項が不適切であったこと(法第11条)</p> <p>(3)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(法第60条第1項)</p> <p>(4)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)</p> <p>(5)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(施行規則第6条第1項第1号)</p> <p>(6)輸送の安全にかかわる情報を公表していなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第2条の8)</p> <p>(7)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(8)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(9)運転者に対する点呼の記録簿に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(10)運転者の乗務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)</p> <p>(11)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(12)運転者の乗務について定められた事項の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第8条)</p> <p>(13)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(14)運転者台帳の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第2項)</p> <p>(15)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(16)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(17)新たに雇い入れた運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(18)運行管理者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第22条)</p> <p>(19)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条)</p> <p>(20)氏名、名称又は記号を車体に表示していなかったこと(道路運送法施行規則第65条)</p>
当該違反点数(営業所)	26点
違反点数(事業者)	26点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年6月28日
事業者の氏名又は名称	オー・ティー産業有限会社(法人番号2480002007613)(代表者 小川透)
事業者の所在地	徳島県小松島市櫛淵町字小松67-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県小松島市大林町字蛭子免27-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項後段、第17条第1項第1号、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和2年7月27日及び同年8月20日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、9件の違反が確認された。</p> <p>(1)主たる事務所の位置変更について届出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (7)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項) (8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項) (9)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和3年6月28日
事業者の氏名又は名称	有限会社東建興業(法人番号4490002012890)(代表者 森澤一典)
事業者の所在地	高知県安芸市東浜480
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県安芸市東浜字東力キノ木480-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和3年2月8日及び同年同月16日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。